



# 東京パブリック法律事務所 ニュースレター

Vol.9

2018年  
(平成30年)3月発行



## ～ 依頼者の利益って何？ ～ 弁護士 小熊 弘之

よく、私たち弁護士は、「依頼者の利益」のために仕事をしていると言われます。しかし、弁護士の業務をしていく中で、この「依頼者の利益」とは何なのかということには、しばしば悩まされます。

例えば、「10日で1割（通称トイチ）の利息を払う約束でお金を貸したけれども一切返済がないので、請求したい。」という相談を受けたとしたらどうでしょうか。この場合、依頼者の利益として考えられるのは、貸したお金の元金+10日につき1割の利息ということになるでしょう。しかし、トイチでの貸付は、違法な貸付であり、利息はもちろん、元金の返済する必要はないとする裁判例があります。そうすると、先ほどの相談について、弁護士が依頼を受けて返済を求めるのは、違法行為に負担することになってしまいますので、弁護士職務基本規程（弁護士としての職業倫理を定めたもの）で受任が禁止されています。（規程がなくても、当然のことですが。）いくら、相談者から「これで返済を受けられないと、元金まで損してしまうではないか！」と詰め寄られてもダメなのです。

それでは、貸金業者に過払金の返還請求をして、1年かけて裁判をすれば100万円を回収できることが見込まれるけれども、今、裁判をせずに和解をすればすぐに50万円を回収できるとしたらどうでしょうか。「とにかく時間がかかっても100万円を回収したい」という方もいるでしょうし、「近々、大きな支出をする予定があるので、50万円であってもすぐに回収したい」という方もいるでしょう。

ところが、依頼者の希望であっても、そのまま受け取ってよいか、悩ましいときもあります。例えば、「本当は時間がかかっても100万円を回収したいけど、裁判なんて自分には縁がないと思っていたし、悪いことをしているような気がするので、今50万円をもらって我慢する」と言われたらどうでしょうか。こういうときは、裁判を起こすこと自体は悪いことではないことを説明した上で、メリットとデメリットを理解してもらいます。これをしっかり理解した上で判断してもらえなければ、たとえ依頼者が希望したことであったとしても、本当の「依頼者の利益」にはならないからです。

このように、「依頼者の利益」と言っても一様ではなく、倫理による制約がある上に、依頼者の方それぞれの事情や考え方が大きく関わってくるものなのです。弁護士は、依頼者の代理人に過ぎませんので、依頼者の権利を勝手に処分することはできません。ですから、最終的な判断は、依頼者自身がするということとなります。そこで、私たち弁護士は、依頼者から事情を丁寧に聴き取

り、一緒に考え、アドバイスをして、その方に「依頼者の利益」が何なのかを決めてもらった上で、そのゴールに少しでも近づけるよう努力しています。このようなことを考えて、弁護士が、依頼者の方と打ち合わせをしているということを知っていただけますと幸いです。

## ～ 外国人・国際部門 (FISS) から ～ 弁護士 小田 陽平

2月1日より、他事務所から移籍し、東京パブリック法律事務所に入所しました。

1か月足らずの間に、アジア、アフリカ、アメリカ、ヨーロッパと様々な地域出身の依頼者の相談や打合せに同席しました。

深刻なお悩みを抱えていても、笑顔で冗談をとるところに入れて場を明るくする依頼者、見込みが薄いことをお伝えした途端直ぐに帰られる依頼者等、国籍が違えば国民性も様々であることを実感しています。

しかし、お話しを傾聴することの大切さ、相談者の方が求めていることをよく理解することの大切さは、国民性にかかわらず全く共通するものであることも実感しております。

今後は、スペイン語力を活かして、中南米やスペインの方の問題解決に特に注力したいと考えております。

## 「第29回豊島区 事業と暮らしの無料相談会」 開催のご案内



来たる**4月7日(土)**に、豊島区在住・在勤または区内事業者の方を対象とした豊島区との共催による**9士業+公証人合同の「事業と暮らしの無料相談会」**を開催します。

＜無料相談会の開催概要＞

◇会場：豊島区役所1階 としまセンタースクエア

◇対象：豊島区にお住まい・お勤め又は事業者の方

◇予約受付期間：**3月26日(月)～4月6日(金)**  
**午前10時～午後4時(平日のみ)**

◇予約電話：**03-5979-2920**

(東京パブリック法律事務所内)

◇相談例

- ・借地権の更新について
- ・成年後見、相続について
- ・税金について

等々(相談時間は30分です)

※みなさまのお悩みに**複数の専門家がチーム**でお応えします！

～あなたのそばに～

弁護士法人東京パブリック法律事務所

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-34-5 いちご東池袋ビル2階  
TEL 03(5979)2900 FAX 03(5979)2898 Web <http://www.t-pblo.jp>

＜本紙についてのお問い合わせは当事務所広報委員会までお願いします＞

